

前田育徳会尊経閣文庫所蔵別符文書の紹介

— 「正応六年四月廿一日付関東下知状」について —

武井 尚

当館では展示史料の充実を図るために毎年中世文書を中心にレプリカを作製している。平成九年度は前田育徳会尊経閣文庫の「正応六年（一二九三）四月廿一日付関東下知状」のレプリカを作製した。この文書は散佚した別符文書のなかの一点で、近年その所在が明らかにされたものである。このため、『新編埼玉県史』資料編五中世古文書一（一九八二年—昭和五十七年三月刊、以下『県史』と略す）、『鎌倉遺文』ともに未収録である。

別符文書は武蔵国幡羅郡別符郷（現在の熊谷市東別府・西別府）の開発領主別符氏で、鎌倉時代初期に東西の二家に分かれ、東別符郷を領した東別符氏の文書群である。

別符文書は、『県史』には三十七点が収録されている。その文書の中核をなす部分は、別符氏の後裔である静岡県静岡市在住の別符潔氏が所蔵されているもので、二十点の原文書である^①。そのほかの十七点の文書は別符家から散佚したもので、現存を確認できた原文

書は三点、そのほかは東京大学史料編纂所架蔵影写本や古文書集などに所収されている写であった。その後、別符文書は写三点のほか今回レプリカ作製をした文書一点、計四点の所在が確認され、総計四十一点となった。その目録は別表のとおりである^②。

さて、これから紹介する尊経閣文庫所蔵の別符文書は「編年雑纂」（八四—一）という卷子装の文書八点の中の一点で、その巻首に収められている。この八点は次の通りである。

- 1 正応六年四月廿一日 関東下知状（別符兵衛太郎充）
- 2 十一月廿五日 鎌倉公方足利氏満書状（遍正院僧正充）
- 3 応永八年二月十一日 鎌倉公方足利満兼御判御教書（八幡宮 両房供僧大進法印充）
- 4 応永廿八年九月五日 鎌倉公方足利持氏御判御教書（鶴岡別

当充）

5 永享五年九月廿日 鎌倉公方足利持氏御判御教書(若宮別当)

充)

6 応安三年十二月廿二日 室町將軍家御教書(当寺―美濃安国)

寺―長老充)

7 至徳二年十一月十六日 前上野介某奉書(田野遍一揆充)

8 長享三年七月六日 細川政元安堵状(廬山寺栖賢庵充)

この八点については、2、5にかけて鎌倉関係、特に鶴岡八幡宮文書が3、5の三点ままとまっているが目立つものであるが、1の別符文書とは全く関係のない構成で、強いていえば、1、5に東国関係を編年に表装してあることが指摘できよう。

さて、次に1の別符文書について紹介したい。写真は口絵を参照されたい。

可令早別符兵衛太郎 法師□□

領知武藏国古別符安枝内知□□(名親之符)

分事、

右、如元可致沙汰之状、依仰下知

如件、

正応六年四月廿一日

(麻紙) 北条宣時花押

(北条宣時) 陸奥守平朝臣(花押)

北条貞時花押

(北条貞時) 相模守平朝臣(花押)

前田育徳会尊経閣文庫所蔵別符文書の紹介(武井)

この文書は竪三十一・六センチメートル、横四十・七センチメートル、竪・横ともに裁断されている。下部は文字・花押の部分が破損しており、一行目の「法師」の下に続く法名と思われる文字(二字分カ、上の文字はわずかにその存在を確認できる程度)、二行目の「知」下半部以下「知行」と思われる文字が欠失している。四行目は「知」の旁が欠失、花押は北条宣時の下半部、北条貞時の最下部がそれぞれ欠失している。二行目と四行目の「知」及び北条宣時花押は墨色が著しく異なるところがあるが、これは欠失部を補筆したためであり、その補筆は本紙ではなく裏打紙にしてある。貼紙は比較的新しいものと思われ、近代の可能性がある。

内容は鎌倉幕府が別符兵衛太郎の古別符安枝名内知行分を安堵したものである。「東別符系図」・「別符系図」によれば、兵衛太郎は行宗にあたり、法名は宗智である。行宗が先代行忠から所領別符郷并に中里村を譲与されたのは、「東別符系図」によると文永三年(一二六六)二月十八日のことで(この譲状は伝存しない)、行宗が子の幸時に同所領を譲与したのは弘安十年(一二八七)十一月廿七日であり、この譲状は「集古文書」十二に所収されている(『泉史』一四三)。つまり、幕府が正応六年(一二九三)に安堵したのは文永三年の行忠から行宗への譲与に對してであり、幕府の安堵以前の弘安十年には行宗は子の幸時に所領を譲与していたことになる。

ところで、この文書が尊経閣文庫に入った時期について、同文庫の菊地紳一氏は前田綱紀(加賀藩主第五代、古文獻・古記録を収集

番号	県史番号	年(西暦)月日	文書名	出典	備考
35		応永31(1424).7.5	鎌倉公方足利持氏御判御教書写	諸家文書纂13	
㊦	770	正長2(1429).12.8	鎌倉公方足利持氏御判御教書	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-17・史料別符17
37	772	永享2(1430).6.11	別符幸忠讓状写	集古文書12	
㊦	952	[享徳16(1467)].11.15	古河公方足利成氏感状	別符潔氏所蔵文書	史料別符18
39		[応仁2(1468)].10.11	古河公方足利成氏感状	駿河史料79-18	
40	998	[文明11(1479)].閏9.24	古河公方足利成氏書状	別符潔氏所蔵文書	史料別符19
41	999	[文明11(1479)カ].7.19	築田成助書状	別符潔氏所蔵文書	史料別符20

凡例

- 1 番号を○で囲んであるものは、当館でレプリカ作製済の文書である。
- 2 県史番号は『新編埼玉県史』資料編中世1古文書1所収文書の番号である。
- 3 出典は『新編埼玉県史』資料編中世1古文書1に記載したときに底本としたものをいう。
- 4 備考欄には出典としたもの以外で写本などがある場合に記した。
- 5 出典・備考欄の文書名等の現蔵者は次のとおりである。

雨森善四郎氏所蔵文書	東京大学史料編纂所架蔵影写本NO.3071.62-79
光西寺松井家文書	川越市小仙波 光西寺保管
弘文荘古文書目録第44号	昭和44年刊行
古今消息集	国立公文書館内閣文庫架蔵NO.159-236
斎藤勝郎氏所蔵文書	東京大学史料編纂所架蔵影写本NO.3071.36-155
佐藤行信氏所蔵文書	東京大学史料編纂所架蔵影写本NO.3071.37-37
集古文書	国立国会図書館所蔵架蔵NO.123-35
諸家文書纂	国立公文書館内閣文庫架蔵NO.159-223
史料別符(別符文書)	東京大学史料編纂所架蔵影写本NO.3071.54-98.
駿河史料	東京大学史料編纂所架蔵謄写本NO.4151.54-20
関城書考	東京大学史料編纂所架蔵謄写本NO.2040.4-13
後鑑	新訂増補国史大系
別符潔氏所蔵文書	静岡県静岡市大谷 別符潔氏現蔵
阪潤治氏所蔵文書	東京大学史料編纂所架蔵影写本NO.3071.41-6

(別表)

別符文書目録

前田育徳会尊経閣文庫所蔵別符文書の紹介(武井)

番号	県史番号	年(西暦)月日	文書名	出典	備考
1	22	元久元(1204).12.18	関東下知状写		集古文書12
2	44	安貞2(1228).7.23	関東御教書	保阪潤治氏所蔵文書	弘文荘古文書目録第44号
3	57	寛元元(1243).6.23	将軍家政所下文	光西寺松井家文書	
4	88	文永9(1272).8.25	関東下知状	光西寺松井家文書	
5	143	弘安10(1287).11.27	別符行宗謙状写	集古文書12	
⑥		正応6(1293).4.21	関東下知状	尊経閣文庫「編年雑纂84」	
⑦	155	永仁3(1295).9.13	関東下知状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-1・史料別符1
8	209	元応元(1319).7.12	関東下知状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-2・史料別符2
9	275	建武元(1334).5.3	後醍醐天皇諭旨	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-3・史料別符3
10	281	建武元(1334).8.29	兵庫助氏政打渡状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-4・史料別符4
⑩	284	建武元(1334).10.12	雑訴決断所牒	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-5・史料別符5
12	303	建武3(1336).9	別符幸時軍忠状写	古今消息集5	
13	311	建武4(1337).6.10	千葉(カ)胤房打渡状	佐藤行信氏所蔵文書	
14	316	建武5(1338).2.11	別符幸実着到状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-7・史料別符7
15	317	建武5(1338).2.23	別符幸実着到状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-8・史料別符8
16	332	暦応3(1340).3.1	別符幸実着到状写	諸家文書纂13	関城書考4・後鑑21
17	333	暦応3(1340).3	別符幸実着到状写	関城書考4	後鑑21
18	342	暦応4(1341).10.29	別符幸実着到状写	関城書考5	
19	344	康永2(1343).正.23	別符幸実代同秋義着到状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-9・史料別符9
20	346	康永3(1343).2.	別符幸実軍忠状写	集古文書24	関城書考4・後鑑21
21	376	正平7(1352).正.16	将軍足利尊氏御感御教書	斎藤勝郎氏所蔵文書	
22	381	正平7(1352).正.	別符幸実軍忠状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-10・史料別符10
23	406	観応3(1352).7.2	将軍足利尊氏下文写	古今消息集9	
24	411	文和元(1352).12.20	室町幕府執事仁木頼章奉書	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-11・史料別符11
⑳	412	[文和元(1352)].11.25	将軍足利尊氏書状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-6・史料別符6
26	427	延文4(1359).2.7	鎌倉公方足利基氏軍勢催促状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-12・史料別符12
27	433	延文5(1360).閏4.9	将軍足利義詮御感御教書	雨森善四郎氏所蔵文書	
28	497	永和4(1378).9.5	鎌倉公方足利氏満御判御教書	佐藤行信氏所蔵文書	諸家文書纂13・後鑑81
㉑	506	康暦2(1380).6.1	鎌倉公方足利氏満軍勢催促状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-13・史料別符13
30	542	永徳3(1383).3.26	鎌倉公方足利氏満御判御教書	東京大学史料編纂所所蔵文書	諸家文書纂13・後鑑88
㉒	689	応永24(1417).正.	別符尾張入道代内村勝久着到状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-14・史料別符14
32		応永27(1420).8.	千坂前越前守某禁制写	諸家文書纂13	
33	739	応永30(1423).8.	別符幸忠軍忠状	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-15・史料別符15
34	743	応永31(1424).4.27	鎌倉公方足利持氏御判御教書	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-16・史料別符16

し尊経閣文庫の基礎を築く、寛永二十一―一六四三(享保九―一七二四)の代ではないかといわれる。先の八点の文書のなかには4のよ
うに「松雲公採集遺編類纂」(松雲公は綱紀の号)に写しが所収さ
れているものがあること⁽¹⁾から、その可能性は十分考えられよう。

おわりにあたって、尊経閣文庫所蔵の「編年雜纂」に「正応六年
四月廿一日付関東下知状」があることについて、貴重な情報を提供
された蕨市立歴史民俗資料館の小要博氏、レブリカ作製にあたって
お世話になった同文庫の菊地紳一氏に感謝申し上げる次第である。

註

(1) 別符文書は昭和四十一年(一九六六)、静岡市本通り六丁目
西敬寺副住職二十五世別符潔氏が『指定文化財静岡市別符家文
書』附西敬寺文書目録・同法宝物・宝物目録を付して刊行され
た。この書には同家に現存の二十点の中世文書のほかに、系図
が収められている。

(2) 別符文書四十一点は、厳密に言えば、すべてが別符氏の家伝
文書であるとはいえない。目録番号4・7・11は私党西条氏の
文書である。西条氏は埼玉郡西条郷(行田市斎条)を本領とする。

(3) いずれも別符潔氏所蔵で、『県史』別編四年表・系図に掲載
されている。

(4) 『神奈川県史』資料編三古代中世三上 五六三三五号

(参考) 『県史』未収録の文書を三点掲出しておきたい。各番号は
別表別符文書目録の文書番号である)

三二 千坂前越前守某禁制写

禁制

武蔵国幡羅郡東別符尾張太郎^(幸世)知行分萱野事、

右、於彼野甲乙仁令乱入不可苟取条、堅所制止也、若猶有違犯輩可
被処罪科之状如件、

応永廿七年八月 日

^(千坂)前越前守(花押影)

三五 鎌倉公方足利持氏御判御教書写

武蔵国別符郷内玉井寺古田和尚・玉井田中次郎等押領地事、如元所
還補也者、早守先例、可致沙汰之状如件、

応永卅一年七月五日

^(足利持氏)花押影

^(幸世)別符刑部丞殿

三九 古河公方足利成氏感状写

去八日、於上州毛呂島致合戦、勳戦功之由聞候、弥可抽忠節候、謹
言、

十月十一日

^(足利)成氏(花押影)

^(宗世)別符三河守殿